

医療法人藤仁会藤村病院

訪問リハビリテーション事業所

介護予防訪問リハビリテーション

運営規定

第1条（事業の目的）

この規定は、医療法人藤仁会藤村病院が開設する指定訪問リハビリテーション事業所・指定介護予防訪問リハビリテーション「医療法人藤仁会藤村病院指定訪問リハビリテーション事業所」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション事業・指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医師が必要と認めた高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の生活機能の維持回復を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人藤仁会藤村病院 指定訪問リハビリテーション事業所
- 2 所在地 〒362-0035 埼玉県上尾市仲町1-8-33
- 3 電話番号 048-776-1111（代）
- 4 事業所番号 1111601087

第4条（従業者の職種、人員数）

事業所に勤務する従業者の職種、人員数は次のとおりとする。

- 1 専任医師 1人
- 2 理学療法士 1人 作業療法士 0人 言語聴覚士 0人

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画書及び報告書を作成し、事業の提供に当たる。

第5条（営業及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日から1月3日及び祝祭日を除く。
- 2 営業時間 9時から17時30分までとする。
- 3 連絡体制 営業時間中の連絡が可能な体制をとる。

第6条（訪問リハビリテーション事業の内容）

事業の内容は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため医師の指示によって行う理学療法、その他必要なりハビリテーションとする。

第7条（利用料等）

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。
- 2 第9条の通常の実施区域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- ① 事業所から、片道おおむね 10キロ未満 400円
- ② 事業所から、片道おおむね 10キロ以上 600円
- ③ 事業所から、片道おおむね 20キロ以上 800円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第8条（緊急時における対応方法）

- 1 理学療法士は、事業の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 理学療法士は、前項について、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理

者及び主治の医師に報告しなければならない。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、上尾市・桶川市・伊奈町・さいたま市（北区に限る）の区域とする。

第10条（秘密保持と個人情報の保護）

（1）事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

（2）事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合はあらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

第11条（苦情窓口）

①事業所 苦情・相談窓口（担当：リハビリテーション部 前原邦彦）

電話番号 048-776-1111（代）

受付時間 月曜日～金曜日（午前9時～午後5時30分）

②埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568

③上尾市高齢介護課 048-775-6473（代）

④桶川市高齢介護課 048-786-3211（代）

⑤伊奈町いきいき長寿課 048-721-2111（代）

⑥さいたま市北区高齢介護課 048-669-6067

第12条（非常災害対策）

① 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

② 防火管理者には、事業所管理者とは別に定める。

③ 火元責任者には、事業所職員を充てる。

④ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

⑤ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

⑥ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務を遂行する。

⑦ 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- (一) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 1 回以上
 - (二) 利用者を含めた総合避難訓練一年 1 回以上
 - (三) 非常災害用設備の使用方法的徹底－随時
- ⑧ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第 13 条（虐待防止について）

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じる。

- ① 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援する。
- ② 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
- ④ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定める。

役職：リハビリテーション部 部長 氏名：前原 邦彦

第 14 条（身体拘束等適正化推進のための措置）

事業所は、事業の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を廃止する。

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

第 15 条（業務継続に向けた取り組みについて）

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第16条（感染症対策について）

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- ① 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ⑤ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第17条（ハラスメントの防止）

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組む。

- （1）事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として毅然と対応する。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記の対象は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等。
- （2）ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討する。
- （3）職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
- （4）ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じるものとする。

第18条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
- 2 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人藤仁会理事長と事業所の責任者の協議に基づいて定める者とする。

附 則

この規程は、平成３０年４月１日から施行
平成３０年４月１日に改訂
令和７年４月１日に改訂